

青森県と国立大学法人弘前大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の
包括的連携協力に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）、国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「丙」という。）は、以下の条項に従い協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、包括的な連携の下、積雪寒冷地域における気候変動下の防災・減災に関する研究をはじめとする自然災害全般に対する地域レジリエンスの向上を目指す研究及び活動を推進し、雪国の特徴を活かした持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項を連携・協力して推進する。

- （1）積雪寒冷地域における防災・減災に関すること
- （2）自治体の災害対応に関すること
- （3）克雪と利雪を統合した雪国型地方創生に関すること
- （4）次世代の雪国を担う人材育成に関すること
- （5）その他前条の目的達成のために必要な事項

（実施内容等）

第3条 前条に掲げる事項のうち、連携及び協力の具体的な実施内容を取り決める必要がある場合は、甲、乙及び丙による協議の上、個別協定及び契約等で定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 連携及び協力の実施に当たり、守秘義務のある資料及び情報等を相手方に提供する場合の取扱いについては、個別の実施事項ごとに、甲、乙及び丙で協議の上、その取扱いについて別途定めるものとする。

（知的財産権）

第5条 甲、乙及び丙は、連携・協力の実施により得られた成果に知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）の発生が見込まれる場合には、事前に、その帰属について協議の上定めるものとする。

（連携・協力の成果の公表等）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力の成果を公表するに当たっては、その時期、方法について事前に協議するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連携・協力の成果を適正に周知し、又は活用する目的で行う場合

に限り、連携・協力の成果の複製等を自由に行うことができる。

- 3 甲、乙及び丙の職員、研究者又は関係者が本協定に基づき行った成果を学会等において公表する場合には、その内容についての責任は当該公表を行う者が負うものとする。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和7年5月30日から令和8年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前に、甲、乙及び丙から特段の申出がない場合は、自動的に一年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(変更又は解約)

第8条 本協定の変更又は解約は、甲、乙及び丙の合意により行うことができる。

2 前項の合意は、書面をもって行うこととする。

- 3 第1項の規定により本協定を解約する場合には、甲、乙及び丙はそれぞれ他の当事者に対し損害賠償の請求を行わない。

(その他)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書3通を作成し、代表者が署名の上各自1通を保有するものとする。

令和7年5月30日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県
知事

宮下 宗一郎

乙 青森県弘前市文京町1番地
国立大学法人弘前大学
学長

福田 真作

丙 茨城県つくば市天王台三丁目1番地
国立研究開発法人防災科学技術研究所
理事長

宝貝

馨